

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年2月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第51号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「(北部クリーンセンターを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)